令和5年度 第3回 恵那市障がい者計画等策員会会議録

日時:令和5年12月25日(月) 午後1時30分~3時45分

場所: 恵那市役所西庁舎3階災害対策室 AB

出席委員:伊佐地委員(委員長・会長) 横光委員(副委員長・副会長) 藤木委員

遠山委員 堀部委員 西尾委員 樋田委員 坂井委員 加藤(健)委員 三宅委員

山邉委員 加藤(信)委員、水野委員

欠席委員:早川委員 小川委員

事務局: 恵那市社会福祉課 課長 沼田

恵那市社会福祉課 補佐兼係長 渡邊

恵那市社会福祉課 総括主査 大島

恵那市子育て支援課 担当係長 水野

恵那市社協障がい者相談支援事業所 相談員 渡邉

恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター 相談員 青木

恵那市医療福祉部 部長 鷹見

- (株) ジャパンインターナショナル総合研究所 鈴木
- (株) ジャパンインターナショナル総合研究所 高田

内容:1 開会

- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 障がい者計画等の計画案について
 - (2) パブリックコメントについて
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

事務局(課長)

第3回恵那市障がい者計画等策定委員会を始める。まずは資料を確認する。会議レジュメと事前に郵送させていただいた計画素案、本日机上配布をさせていただいた、その他という A4の用紙、合理的配慮の義務化というパンフレットを配布させていただいている。過不足ないか。また、東濃成年後見センターから、1月27日の権利擁護シンポジウムの開催の資料をお配りしている。

本日は、ウェルトピアきょうどうの早川委員、恵那特別支援学校の小川委員が 事前に欠席の連絡をいただいている。また会議の公開に関して傍聴席を用意し ている。

本日、古山次長が欠席のため、代理で医療福祉部長の鷹見からごあいさつ申し上げる。

2 あいさつ

事務局(部長)	皆様こんにちは。前回は福祉事務所長である古山が責任者として参画していた
事物问(即以)	
	が、本日は代理でごあいさつさせていただく。本委員会は、第7期と第3期のそ
	れぞれの福祉計画の素案を示して、委員の皆様からご意見を賜る委員会になる。
	人口の 7.2%、市民の 3,405 人の方が、何らかの事情で障がい者手帳をお持ちで
	ある。その方に対する福祉的な手当がこの計画の中身になっている。障がいのあ
	る子どもに対して、ご家族保護者が希望する支援を適正に受けることができる
	か。増えている医療的ケア児の支援と、3,405 人の中にはまだ含まれていない、
	障がいの不明のお子さんに対する療育の充実として施策や事業ができず、大変申
	し訳なく思っている。できることから手をつけて、皆さんの期待に応えていきた
	いと思っている。
	12 月議会でも、障がい者の権利条約、在宅福祉サービスの中の、日常生活用具の
	給付の世帯要件について、見直しの考え方はないのかという質問や、障がい者差
	別解消法による合理的配慮の影響、現在は公的な機関は義務付けられているが、
	来年4月1日からは、事業所にも拡大することについての質問があった。この計
	画の素案とは別に、この2点についてもご意見をいただければと思っている。
	いずれも障がいを抱える方、手帳は持たないが家庭で悩んでいる方を少しでも何
	とかしたいという気持ちで、障がい者福祉計画を作成していくので、短い時間で
	あるが、皆さんからそれぞれの立場で、多くのご意見をいただければと思う。
事務局(課長)	委員会の議事は委員長にお願いするため、ただ今からは伊佐地委員長にお願いす
	る。

3-(1)障がい者計画等の計画案について

委員長	これから会議を進める。よろしくお願いする。まずは(1)障がい者計画等の計
	画案についての説明を事務局にお願いする。
事務局	資料1に基づき説明。
	障がい者計画等の計画案について
委員長	計画案について説明があった。前回指摘があった点の改正点や、今回の計画での
	追加項目の説明があった。素案の中で質問等あるか。
	8ページの障がい者手帳所持者数で、平成 30 年と令和元年の合計数が2名ほど
	違うようだが、これはどういうことか。
事務局	おそらく下の表の数字が正しく、グラフの数字が間違っていると思われる。確認
	して修正する。
委員長	41 ページの 6 行目に「教育の機会を受けることや働きがいのある人間らしい仕
	事」という表現は、これでいいのか少し気になる。
事務局	こちらはSDGsからの引用なので、やわらかい表現に修正する。
委員長	42 ページの視点1の 5 行目「意思疎通手段ための手段」とあるが、表現が少し
	おかしいのではないか。
事務局	手段が重複している。「意思疎通のための手段」と訂正する。
委員長	ほかの委員は、何かないか。
委員	77 ページの「(3)相談支援事業」の「住宅入居等支援事業」を初めて聞いた
	ので、説明をお願いしたい。

事務局	現在、恵那市ではこの制度を実施していないが、サービスとしてはあるので掲げ
	ている。前回では検討として載せていた。県内で行っている事業は少ないが、目
	標項目として挙がっている。市が主導で動くことは厳しいので、東濃5市にある
	基幹センターの6事業所に委託する流れになると思う。まだ、めどが立っていな
	l'o
委員長	64 ページ、「2 成果目標の設定」の「(1)施設入所者の地域生活への移行」
	の国の指針に「令和8年度末に、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減
	する」とあるが、国からはこういう表現で出されているのか。削減という言葉を
	人に対して使うのかと少し引っかかった。
事務局	これは国の指針どおりの表現であり、国が「削減」という厳しい表現をしてい
	る。施設に入るばかりではなく、自宅に帰す、在宅、地域、グループホームなど
	に戻っていただこうということを推進している。
委員長	66ページの「(3)地域生活支援の充実」の成果目標で、コーディネーターの
	配置人数は、令和8年度目標は令和4年度から減るということか。
事務局	基幹相談支援事業を6事業所に委託しているが、土岐市のはなの木苑から、今後
	委託を受けることが厳しいという答えをいただいている。事業所が減少する見込
	みであるので1の減少としている。減った分について、多治見市と土岐市は3事
	業所で面積割をして、バランスよくサポートできるように基幹で相談しており、
	人が減っても維持できるように努力している。
委員	基幹相談支援センターは現状でも厳しい人数なので、1事業所の減少はかなり痛
	手ではある。現状6事業所だが、特定の事業所に負担が集中しているので、負担
	を分け合って全体を底上げすることで、1事業所減った分をカバーしたいと考え
	ている。今後、相談支援体制の強化・充実は東濃5市共通の地域課題であるの
	で、令和8年度まで5カ所ということでなく、充実させていく働きかけは継続し
	ていく必要がある。
委員長	ほかの方よろしいか。
事務局	もしあれば、帰られた後でも、パブリックコメントでもご意見いただければと思
	う。よろしくお願いする。
委員長	パブリックコメントでできるということなので、よろしくお願いする。では、次
	の議題に移る。 (2) パブリックコメントについて、事務局から説明をお願いす
	る。

3-(1)障がい者計画等の計画案について

事務局	(2) パブリックコメントについて説明。
委員長	事務局から説明があった。各振興事務所、中央図書館、WEB サイトで行われる。
	パブリックコメントについて意見はあるか。
	ないようなので、議題4のその他に入らせていただく。

4-(1) その他 「恵那市障がい者日常生活用具給付事業について」

事務局	(1) 恵那市障がい者日常生活用具給付事業について説明。
委員長	「日常生活用具給付事業」の世帯要件について、意見はあるか。

委員	自動消火器は2級以上となっているが、もう少し下げて3級にはできないか。
事務局	他市の状況を見ると、美濃加茂市、高山市、飛騨市では恵那市と同じ2級になっ
	ている。3級に変えると人数が拡大して 501 人になるので、この場では3級にす
	ると答えられない。持ち帰って検討したい。
	屋内信号装置、電磁調理器、視覚障害者用体重計、血圧計について、ご意見をい
	ただきたい。要件を外すので、対象者が拡大することになり、柔軟な対応になる
	ため、市としては行いたいと思っている。
委員長	市としては外す方向でということか。そこをふまえて、委員の皆さんはどうか。
	これについて特によろしいか。外せれば来年度からになるか。
事務局	令和6年度から外すように準備している。広報やホームページなど色々な場面で
	周知していきたい。
委員長	皆さんは特に異議はないようである。

4-(2) その他 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正

事務局	(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消
	法)の改正について説明。
委員	周知ももちろん大事だが、周知と同時に啓発を行わないと、なぜそれをしなけれ
	ばならないのか分からない方が多いと思う。恵那市に限らず、障がいのある方と
	の共生社会の実現の理念はわれわれには当たり前だが、一般市民の方々にとって
	は全く一般的ではないと思う。むしろ、なぜ障がいのある人にこちらが合わせな
	いといけないのかと思っている人が、残念ながらたくさんいる。合理的配慮は、
	皆で共存、共生していくことの延長なので、体系的かつ戦略的、包括的に取り組
	まないといけない。周知したから良いという問題ではないと思う。
事務局	アンケートの自由意見を読み上げさせていただく。「手助けをしたら逆に本人に
	叱られたことがあるので、以来、怖くて手助けをしようと思わなくなった」「手
	伝いをしようとすると怒られ、普通に扱おうとするとわれわれ障がい者はと言わ
	れる」という意見が一般の方からあった。啓発の部分が欠けているところもある
	ので、併せて行っていきたい。
	そのほか、よろしいか。成年後見センター水野さんからお願いする。

4 その他 「権利擁護シンポジウム」について

委員	権利擁護の啓発と広報でクリアファイルを配らせていただいている。
	毎年、東濃成年後見センターで開催している権利擁護シンポジウムを、今年度は
	1月 27 日に多治見市で行う。「日常生活自立支援事業と成年後見制度の現状と
	課題」をテーマにして開催する。講演は「地域における権利擁護のあり方につい
	て」で、同志社大学の永田先生にお越しいただく予定にしている。全国権利擁護
	支援ネットワークという権利擁護を中心に考えている団体で、日常生活自立支援
	事業の現状の全国調査結果についての報告もある。四日市社協では日常生活自立
	支援事業の活動が活発で、30 万人規模の市で 400 件行っている現状の報告、瑞
	浪法律事務所の弁護士から日常生活と後見制度の併用事例を報告していただく予
	定にしている。参加の申し込みをよろしくお願いする。

事務局(課長)

3回目の策定委員会で多くの皆さんに集まっていただいた。1月からはパブリッ クコメントで、今日いただいた意見をきれいにしたものを、市民の皆さんに見て いただき、最終的に確定していきたいと思っている。

前回の会議から今日まで動きのあったものをお知らせする。

11月29日に自立支援協議会の権利擁護部会を開催した。市内の約30事業所に 集まっていただいた。東濃後見センターの田中さんを講師に招き、障がい者にま つわる権利擁護、特に成年後見のお話をしていただいた。

12 月初旬は障がい者週間として、全国的に展開する障がい者への周知、啓発、 理解を深めるためのイベントを市役所のロビーで開催した。そこで「OriHime (オリヒメ) ロボット」という、外へ出かけられない方が、ロボットを介在して 社会とつながるという試験的なことを行った。特別支援学校の生徒が学校から遠 隔で、特支で作った陶器や木製のグッズなどを接客して販売してもらった。12 月3日には難病で外に出かけられない方に、図書館の一室で子ども向けの絵本の 読み聞かせをしてもらった。15 人ほどの親子が参加し、遠隔で子どもたちと触 れあっていただいた。そういう実験を行い、来年度4月以降チャンスをつかんで いければと準備をしている。

12月12日には身障協会、視覚協会、聴覚協会の皆さんからいろいろな要望をい ただいた。今回の計画にも書いている「情報のアクセシビリティ」について、特 に視覚障がい、聴覚障がいの皆様方から、要望をいただいている。最近取り組ん でいることは、約1年前から聴覚障がい者向けに「広報えな」を、全部の紙面で はないが特集紙面などで、手話動画をホームページで公開している。視覚障がい の方からは代読やテキストメールでお知らせをお願いしますという要望もたくさ んいただいている。何とか応えていきたいと思っている。

差別解消法として来年4月から民間の事業所も「合理的配慮」が義務化される。 合理的配慮とは、ハンディキャップを持っている方から困っているという声を聞 いたら、無理のない範囲で提供しようというのが、法律の建て付けである。最近 はどこの事業所もそういった配慮を独自に取り組んでいる。店舗で車椅子の方が 車から乗り降りするときは、店員が助けてくれる。全国チェーンのコーヒー店で は聞こえない方に対して、コミュニケーションボードという、絵で示したボード で注文ができるようにしている。そういうところをたくさん増やしていきたいと いうことである。

今年の市の取り組みとして、市内には恵那、岩村、明智、串原の4カ所に福祉セ ンターがあり、その4カ所は災害時の福祉避難所のため、そこのバリアフリート イレにオストメイト向けの設備をつける改修工事を行った。そういう取り組みを 続けて良くしていくことが、この会議の目的だと思う。

啓発として、事業所向けに2月 27 日に合理的配慮が必要になることを、一般の 皆さんも含めた研修会を行いたいと考えている。法律がどう変わって、民間の事 業所としては何をしていく必要があるのかを学んでいただきたいと考えている。 ほかはよろしいか。

委員

権利擁護の問題だと知的障がいの子たちは、不審者に思われがちなところがあ る。例えば、後ろについていった場合、「ちょっとだめだよ」とか、「なんでつ いてくるの」と一言声をかけてもらえればいいが、警察へ届けられてしまう。実

際に警察でも、勉強をしている方は良いが、一般の刑事事件を扱う人はすぐに事件化して、障がい特性を知らずに取り調べを行われる場合があるので、そういうところにも啓発・啓蒙を広げていってほしい。障がいのある方は上手に言えないし、態度がおかしいので聞かれると黙ってしまったり、警察というだけで怖がって言えなかったりするので、障がいの特性を理解していただきたい。一般の方にも、だめなことは「だめだよ」と一言言っていただくということを広めていきたいと思う。

委員

障がい者との関わりのない人が、不審者だと思った人に「それはやめて」と言えないと思う。社会全体が、養護学校や普通学級に分かれて、別々の生活を小さい頃からしているので、障がいのある人がどういう特徴があるのか、世の中の人は知らないと思う。そういうことを勉強する場所を事務局で考えてもらわないと、本人たちはかわいそうだと思う。世の中に障がい者の特性を何かの形で知らせないといけないと思う。小さい頃から障がい者と関わることがないと、怖くて言えないと思う。

事務局(課長)

ほかにご意見あるか。

副委員長

議会で関連質問がされるということで傍聴に行った。早速、日常生活用具の見直 しの提案や、合理的配慮でしっかりと検討されていくこと、当事者団体から聞い たことも取り入れながら行っていくということで、福祉課をはじめとしたご尽力 に敬服する。福祉タクシーも紹介されていた。他市では身障2級で、恵那市では 3級で設定されている。どうしても他市の例を見ながらというになると思うが、 他市に先駆けて、声が上がっていることに応えていくことが大切なことだと思 う。

国の予算の中で、今回は医療、介護、障がいサービスの報酬改定があるということで、正直あまり期待してはいなかった。1.12%予算増が、現在の職員の待遇や新たな人材の確保ができる予算になるのかは、この数字だけではまだ心配である。皆さんの事業の経営が厳しいと思うが、わずかでも改定されるということで、新年度に向けて頑張っていただきたい。

隣の市で、A型事業所の不正があった。その事業所は農福連携のモデル事業で話があった所であった。A型事業所の問題もありながらも、誠実に民間事業所でもやっていると思っていたが、モデルとして取り上げられた所でも、A型事業の計画化を具体的に行っていくのが難しかったのか。原因がどこにあったのかは分からないが、他山の石として私たちも、事業のあり方そのものを考えていければと思う。

地球規模で戦火もあり、戦争は一番、新たな障がい者を作るので、絶対に平和でなければ、障がいのある人も私たちも暮らせないという思いを常に思っている。新聞のコラムに、ガザは恵那市の総面積の7割程度の所に200万人が住んでいると書いてあった。具体的に恵那市と比べると、決して人ごとではない。そこで命が失われ、平和でないと、幸せに暮らす地域も世界も崩されてしまう。身近なところとニュースで聞く人たちも皆が幸せになり、ハンディのある方も一緒に暮らしていけることを、この計画の具体化の中で追及していきたいと思っている。新たな年が希望があるように、この計画が充実できるように、皆様力を合わせていただければと思う。

事務局(課長)	パブリックコメント終了後、もう一度この会を開催し、正式な策定に至りたいと
	思うので、改めてご案内申し上げる。その際はよろしくお願いする。
	本日は、貴重なお時間頂戴し、感謝申し上げる。以上で閉会する。